

清掃作業員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
1 職名	清掃作業員（会計年度任用職員）
2 募集人数	1 名
3 任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号
4 任用期間	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 6 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	廃棄物資源課（草加市環境業務センター内）
6 職務内容	粗大ごみ等の収集運搬作業及び料金徴収、収集運搬車両等の清掃 その他、廃棄物等の収集運搬や粗大ごみ持ち込み受付対応等
7 応募資格	・地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しないこと。 ・自動車運転免許（中型自動車第一種運転免許以上（8トﾝ限定含む※AT 車限定は不可）を有していること。
8 求められる能力	（求められる能力） ・健康状態が良好。 ・一定の重量物を運ぶことができ、且つ車両荷台への整理・積み込み作業に従事可能な身体的状況にある人。 ・市民応対において丁寧・誠実な対応ができる。 ・粗大ごみ手数料の料金表に基づいた正確な料金徴収ができる。 ・運搬車両に乗車している際、交通法規を遵守し、安全確認を行うことができる。 ・粗大ごみの収集運搬だけではなく、場内清掃や車両整備等、市職員から別途指示された業務にも誠実に取り組むことができる。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができる。
9 勤務時間	週 38 時間 45 分勤務 ・月曜日から金曜日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
10 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
11 休憩時間	60 分

12 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。 (※有給休暇と無給休暇があります。)
13 給料等	月額 183,804円（地域手当を含みます。） ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給
14 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 有 ※ 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
15 応募方法等	申込書類を下記問い合わせ先まで郵送または持参にて提出してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書、自動車運転免許証（写し） (2) 申込期限 令和5年6月15日（木）（必着） ※ 持参の場合は申込期間の平日8時30分から17時00分まで
16 選考方法	面接選考（面接時、手数料算出の簡易な実技試験あり。） ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
17 問い合わせ	草加市市民生活部廃棄物資源課 住所：〒340-0002 草加市青柳六丁目23番3号 （草加市環境業務センター内） 電話：048-931-3972 担当：古内、赤木